

北播磨北部地域環境形成基本方針

～ 北播磨北部地域における緑豊かな地域環境の形成に関する基本方針 ～

兵 庫 県

平成 16 年 7 月 30 日

目 次

序 はじめに	1
第 1 地域の特性に応じた緑豊かな地域環境の形成に関する基本構想	2
1 北播磨北部地域の特性	2
(1) 地勢	2
(2) 自然的特性	2
(3) 社会的特性	2
(4) 地域づくりの課題	3
2 北播磨北部地域の緑豊かな地域環境の形成に関する基本構想	4
(1) 地域づくりの基本方向	4
(2) 地域環境形成の基本方向	5
第 2 適正な土地利用の推進を図るための地域の区分に関する基本的事項	8
1 区域の区分	9
(1) 第 1 項第 1 号の区域	9
(2) 第 1 項第 2 号の区域	9
(3) 第 1 項第 3 号の区域	9
(4) 第 1 項第 4 号の区域	9
(5) 第 2 項の区域	9
2 各区域の設定の方針	10
(1) 森を守る区域	10
(2) 森を生かす区域	10
(3) 田園の区域	10
(4) まちの区域	10
(5) 風土を守る区域	10
第 3 森林及び緑地の保全、緑化の推進並びに優れた景観の形成に関する基本的事項	11
1 北播磨北部地域の土地利用及び環境形成の方向	11
(1) 森を守る区域	11
(2) 森を生かす区域	11
(3) 田園の区域	11
(4) まちの区域	12

(5) 風土を守る区域	12
2 都市的な開発及び施設整備の方向	12
(1) 基本的な考え方	12
(2) 取組みの方向	12
3 地域環境形成基準の設定	14
第 4 その他緑豊かな地域環境の形成に関する基本的事項	14
1 計画整備地区の認定についての基本方針	15
(1) 認定すべき地区の考え方	15
(2) 認定すべき地区	15
(3) 地域環境形成の方向	16
(4) 整備計画に定めるべき項目	16
2 森林及び農地の保全の方向	17
(1) 基本的な考え方	17
(2) 取組みの方向	17
3 その他緑豊かな地域環境の形成に関する基本的事項	17
(1) 多様な主体の参画と協働	17
(2) 関連施策との連携	17
(3) 支援方策	18
(4) 方針等の見直し	18

序 はじめに

北播磨北部地域は、都市近郊にありながら豊かで多様な自然環境と広がりのある農村風景を有し、加古川水系のネットワークや独特のため池文化を育みながら、古くから人々の営みにより特色ある歴史、文化、風土、産業を基盤とした、緑豊かな地域環境を今日まで維持してきている。

現在、「ひょうごのハートランド」を理念とした北播磨地域ビジョンにより、地域にかかわる人々がこれまで育んできた資源や財産を最大限に活かしながら、多様な価値観に応じた真の豊かさや、生活の楽しさを実感できる地域づくりを進めている。

しかしながら、人口が減少するとともに高齢者の割合が急増する人口減少社会の到来を目前に控え、地域社会を支えてきたコミュニティを維持していくことや、これまで維持してきた里山や田園などの緑豊かな環境の適正な維持・管理が困難となり、地域の活気や活力が乏しくなることが懸念される。

このような状況のなかで、北播磨北部地域の資源を活かした人と人、人と自然との交流による地域づくりを進めていくためには、適正な土地利用のあり方を示し、里山や田園などの緑豊かな地域環境を保全、育成、創出、活用しながら開発を適切に誘致し、誘導することで、地域の振興や活性化を図っていくことが重要である。

以上のような基本認識のもと、緑豊かな地域環境の形成に関する条例（以下「条例」という。）第8条第1項の規定による、北播磨北部地域における緑豊かな地域環境の形成に関する基本方針を以下のとおり定めることとする。

第 1 地域の特性に応じた緑豊かな地域環境の形成に関する基本構想

1 北播磨北部地域の特性

(1) 地勢

北播磨北部地域は、「播磨」内陸部の多可郡 4 町からなり、県土全体の面積の約 3% を占める。また、東経 135 度、北緯 35 度の交わる地理上の日本の中心地近くに位置するとともに、兵庫県のほぼ中央にあり、大阪・神戸都市圏から 50 km ~ 70 km の距離に位置している。また、中国自動車道、山陽自動車道等の広域幹線道路と接続する国道 175 号と国道 427 号を南北の軸とし、それらにつながる 5 本の主要地方道などによって地域内の交通網が形成されている。また、JR 加古川線により姫路、神戸方面につながっているなど古くから交通の要衝地であるといえる。

(2) 自然的特性

中国山地の東端に位置し、北部には 1,000m 級の千ヶ峰・笠形山地の山々が連なるが、その他は比較的標高の低い山地で、南に開けた地形となっている。東部を加古川が、西部をその支流の杉原川、野間川がそれぞれ南北に流れ、それらの河川に沿って谷状の盆地が開けている。また、杉原川流域の山麓では、最終氷期に形成されたなだらかな山麓地形（麓屑面）も見られる。

山林が土地利用の約 8 割を占め、植生は人為の加えられた二次林であるアカマツ・モチツツジ群集が優占し、スギ・ヒノキ植林が北部、西部にまとまって分布している。また、自然植生に近い植生は一部の社寺林に限られているが、オオサンショウウオ、ホタル、バイカモ等の貴重な生物の生息地が確認されるなど、豊かな自然環境を残している。

(3) 社会的特性

人口は、昭和 30 年代をピークに減少を続けているが、近年はほぼ横ばいの状況が続いている。65 歳以上の高齢者人口の占める割合は、全県を大きく上まわっており、また、全県と比較してそれを上まわる速度で高齢化が進展している。

農業は水稻が中心で、特に全国に誇る酒米「山田錦」をはじめとした酒米生産の他、小麦、大豆、野菜、地鶏、鶏卵、和牛の生産も盛んである。また、古くから林業が営まれてきたが、木材生産、ぶなしめじ、しいたけ等の林産物生産はともに低迷している。

製造業については、播州織、播州毛鉤等の地場産業、杉原紙、凍豆腐等の特産品生産が特徴的な地域であるが、製造業全体の従業者数、製造品出荷額等は減少傾向にあり、厳しい環境下にある。商業については、従業者数は微増傾向にあるが、商店数、年間商品販売額は減少傾向にあり、特に既存商店街、中小小売業者は厳しい状況にある。

観光は、質の高い都市近郊の野外レクリエーション施設などの整備が進められており、公園、ゴルフ場等のスポーツ施設へ、関西一円から自動車利用の日帰り観光客を受け入れている。また、棚田オーナー制度、滞在型市民農園等の新たな取り組みも進められている。

(4) 地域づくりの課題

北播磨北部地域は、加古川水系の水の恵みを活用し、都市近郊にあって地場産業や特産品生産並びに農林業を複合的に営みながら、個性的な歴史、文化、風土、産業を育み、産業と生活が密着した特色ある田園地域を形成してきた。しかし、これら特筆すべき地域環境や地域資源を活かした地域づくりを進める上で、次のような課題がみられる。

ア 里山―田園―水辺環境の保全と活用

北播磨北部地域を特徴づける里山、農地、河川は、長期間にわたる自然と人々の営みと関わりの中でつくりだされてきたものであり、ホテルに象徴される身近で貴重な自然環境も農林業や生活を通じて守り、育てられてきた。しかしながら、今日、農林業を取り巻く厳しい経済環境、担い手の不足など生産活動としての農林業は多くの課題を抱えており、人工林や里山の荒廃、耕作放棄地の増加が地域づくりや景観形成の上でも課題となっている。さらには地域コミュニティの活力の低下などの状況も見られ、里山や田園並びに水辺環境を従来の枠組みの中で守り、育てていくことが困難になりつつある。

このため、農林業の振興を引き続き図っていくとともに、里山―田園―水辺をつなぐ地域の貴重な自然環境を保全しながら、積極的に活用することを地域づくりの観点から対応することが求められている。

イ 地域活性化の推進

北播磨北部地域の人口は近年ほぼ横ばいの状況にあるが、地場産業の低迷による未利用地の増加や、高齢者の割合の急増により地域社会を支えてきたコミュニティの維持を困難にし、集落や街の活気や活力が失われていくおそれがある。

このため、適正な土地利用計画を策定することにより、未利用地の活用や集落整備を進め、地域の活性化を推進することが求められている。

ウ 自然環境や景観に配慮した適正な開発等の誘導

阪神間、姫路等の大都市に近接している立地特性から、北播磨北部地域の豊かな自然環境を求めた別荘地、山林分譲、住宅のスプロール的な開発などが見られ、自然や景観への影響とともに排水や良好なコミュニティ形成上の課題なども発生している。また、工場、商業施設、レクリエーション施設等の開発が活発化することが想定され、道路整備に伴う沿道型土地利用の進展によって地域の顔となるべき場所の景観が損なわれていくことも懸念される。

これらの都市的な開発や整備は、地域に活力と賑わいをもたらすが、一方で、自然や景観に配慮することなく開発が無秩序に行われれば、地域生態系への影響、景観上の支障となる。このため、自然環境や景観に配慮した適正な開発等の誘導が求められる。

エ 地域環境の新たな評価の必要性

近年、生活水準の向上、自由時間の増加等に伴い、人々の価値観の多様化がみられ、快適な環境、精神的な豊かさ、健康的な活動の場を提供するものとして、歴史や文化と調和した里山や田園の環境がもつ価値が見直されつつある。このような変化を受けて、地域が

もつ豊かな自然や独自の文化を地域資源としての重要な価値を有するものとして新たな評価を与えていく必要がある。

北播磨北部地域においても、これらの地域資源を活かした地域づくりが進められつつあるが、今後、人と人、人と自然との交流の場づくりのより積極的な展開を図っていくことが求められている。

2 北播磨北部地域の緑豊かな地域環境の形成に関する基本構想

(1) 地域づくりの基本方向

「北播磨地域ビジョン“ひょうごのハートランド”をめざして」では、「北播磨 豊かな自然との共生 ―交流の舞台づくり―」をテーマとして、地域にかかわる人々がこれまで育んできた資源や財産を最大限に活かしながら、多様な価値観に応じた真の豊かさや、生活の楽しさを実感できる地域づくりの方向を明らかにしている。

北播磨地域ビジョンの実現を図るため、

『ハートランド』の豊かな森と川を活かした『交流の舞台』の形成

をテーマとし、人と自然、人と人との交流を地域内、地域内外においても進める上での舞台づくりを行い、さらに多様な交流による新たな地域環境の形成を目指した、総合的な地域づくりを進める。

その際、次の示す点について特に留意する。

ア 水と緑や歴史・文化資源を活かした地域づくり

加古川中流域の長い歴史の中で育まれてきた北播磨北部地域の里山、農地、河川、ため池、歴史・文化資源、風土は地域の財産である。それらを活かした地域づくりを進めるとともに、自然や文化の時代の要請に沿った新たな価値を創出、育成することによって、北播磨北部の地域づくりに新たな展開をもたらすことを目指す。

イ 都市との交流の推進

歴史や文化と調和した里山や田園の環境を舞台として、都市との交流を推進する。その際、都市住民等との多様な交流によって新たな地域環境を形成し、そのことによってより豊かな循環型の地域づくりを進めることを目標とする。

ウ 多様な主体の参画と協働による地域づくり

地域住民をはじめ都市住民など多様な主体の参画と協働を得ながら、地域資源の新たな価値を発見し、それを活用し、また、新たに創造することにより地域づくりを進める。

(2) 地域環境形成の基本方向

優れた地域環境の形成は、単に造形的で美しいというだけでなく、山や河川の豊かな自然の中で、歴史性と地域性を生かしつつ、活発な産業・文化活動、住民生活が展開される場所として、住民が愛着を持ち、親しみ・誇りなどを感じ、そこに住むことの意義とそこを訪れることの魅力を実感できる環境の形成を目指すことであり、行政だけに委ねられたものではなく、住民、事業者、行政が協働して進めていくべきものである。

北播磨北部地域の地域環境形成にあたっては、「交流の舞台」となっている里山や田園などの緑豊かな地域環境を保全するだけでなく、開発を適切に誘致し、誘導することで育成、創出、活用し、地域の振興や活性化を図っていくことが求められる。

そのためには、地域における諸活動を地域環境との関わりの中で秩序づけ、それぞれの場所に応じて的確に誘導していくことが重要である。また、現在の北播磨北部らしい地域環境を守りながら、地域住民、都市住民をはじめとした様々な人々の生き生きとした活動を通じてそれを育てていくことが重要である。

<北播磨北部地域の景観>

北播磨北部地域では、千ヶ峰、笠形山、篠ヶ峰などを代表とする山並みの麓に氷河期に形成されたなだらかな斜面が見られ、それらの斜面と加古川支流の杉原川沿いの平坦地には谷状の盆地が形成されている。その山裾との間には農地が広がり、落ち着いたたたずまいの集落が点在し、全体として開放感のある田園景観が広がっている。そして、杉原川の水の流れが平野部の風景に変化と潤いをもたらしている。

また、加古川本流域では、雄大な水の流れとこれがもたらす広い眺望が地域の風景を際立たせており、その中で小高い独立峰である丸山が地域のランドマークとなっている。

山、川、農地、集落やまちは、それぞれ生産活動や日常生活において相互に関わり合いながら、地域全体としての落ち着いた風景を形成している。これらの関係は、自然の条件を尊重しつつ、生産し、暮らすという先人の長い営みを通して受け継がれてきたものであり、これら全体が、自然、人、時間が編み上げてきた一つの風景ともいえるのである。

これらの地域の景観には、自然環境が持つ美しさに加え、農林業等の生産に関わる土地の姿や集落のたたずまいなど、伝統的な生産、生活により培われた秩序を反映した美しさ、そして地域の文化が醸し出す美しさを感じられる。

山並みの景観

人々の暮らしの場としての平野や谷の景観には、千ヶ峰、笠形山、篠ヶ峰などを代表とする山並みが背景景観として大きな比重を占めており、遠景、近景としての山の存在は無視することができない。

さらには、この山並みが地域の微気象を左右し、またこれを水源とする河川が流域の地勢を規定し、微気象や地勢に応じて人々の暮らし方があり、その結果として現在の地域の景観が形成されており、山並みは、地域の「らしさ」を形づくる大きな要素となっている。また、河川の源流点につくられた翠明湖は、その澄んだ広い湖面に四季折々の自然の姿を映し出している。

山並みの麓の平野部の景観

加古川や杉原川沿いの平野部では、遠景としての山並みを源流とする川沿いに沖積地が

形成され、農地が展開するなかに微高地を中心として家屋や集落が存し、背景の山並みの緑、農地の緑、集落等の緑が調和した景観が構成されている。その中で、加古川、杉原川が、上流、下流及び対岸への広い眺望を与えてくれるとともに、その水の流れが生み出す豊かな姿は、平野部の景観の大きなアクセントとなっている。

平野部の奥の谷間の景観

平野部の奥の野間川や大和川沿いでは、川筋に沿って谷が迫り、平坦地が少ないことから家屋は等高線に沿って建ち、家屋や集落の後ろには、近景としての山の斜面がいつも見え、集落等が山の斜面に抱かれた形の景観が構成されている。また、杉原川支流の多田川上流には川沿いの急斜面地に棚田集落が広がり、人の営みと自然とが融合した穏やかな、そして特徴的な景観がみられる。

<地域環境イメージ>

これらのことから北播磨北部地域の望ましい将来の地域環境イメージは、次のようにまとめられる。

緑豊かな山々が連なり、谷状の盆地の広がりの中に農地、河川、ため池、集落などによる田園景観が広がっている。森林や農地は適切な手入れがなされ、日々の生活の中でどこからでも望むことができる風景の骨格となっている。

森林や農地の緑と水が基調になった美しい田園が舞台となり、様々な交流がくり広げられている。森林や農地と調和した交流施設や建物が整備され、緑が効果的に配され調和ある町並みがある。



～ 緑豊かな地域資源 ～

やや切り立った山々、麓斜面、谷状の盆地、溪谷・滝、河川・水路、ため池・ダム湖、ホタル、山裾の集落立地、人工林・里山、広がりのある農地、棚田、鎮守の森、祭り、古墳、交流施設 等

今後、以下の点を基本方向として、このようなイメージに沿った地域環境の形成を図るものとする。

ア 地域の誇りである自然環境・田園景観を保全・育成する

地域の風景の骨格となる千ヶ峰・笠形山地などの山並みや里山、加古川などの河川、ため池の自然環境は、地域環境の最も基本的な環境であり、これを地域の誇りとし、適切に保全・育成する。

また、農林業の振興、都市住民など多様な主体の参画と協働により、山並みと河川、農地、ため池などが調和した「交流の舞台」となる田園景観を保全、育成する。

イ 北播磨北部らしい特色ある多自然居住空間を育成・創造する

豊かな森と川を活かしたゆとりある居住環境、産業基盤の整備を進め、多自然地域における快適な居住空間を育成する。

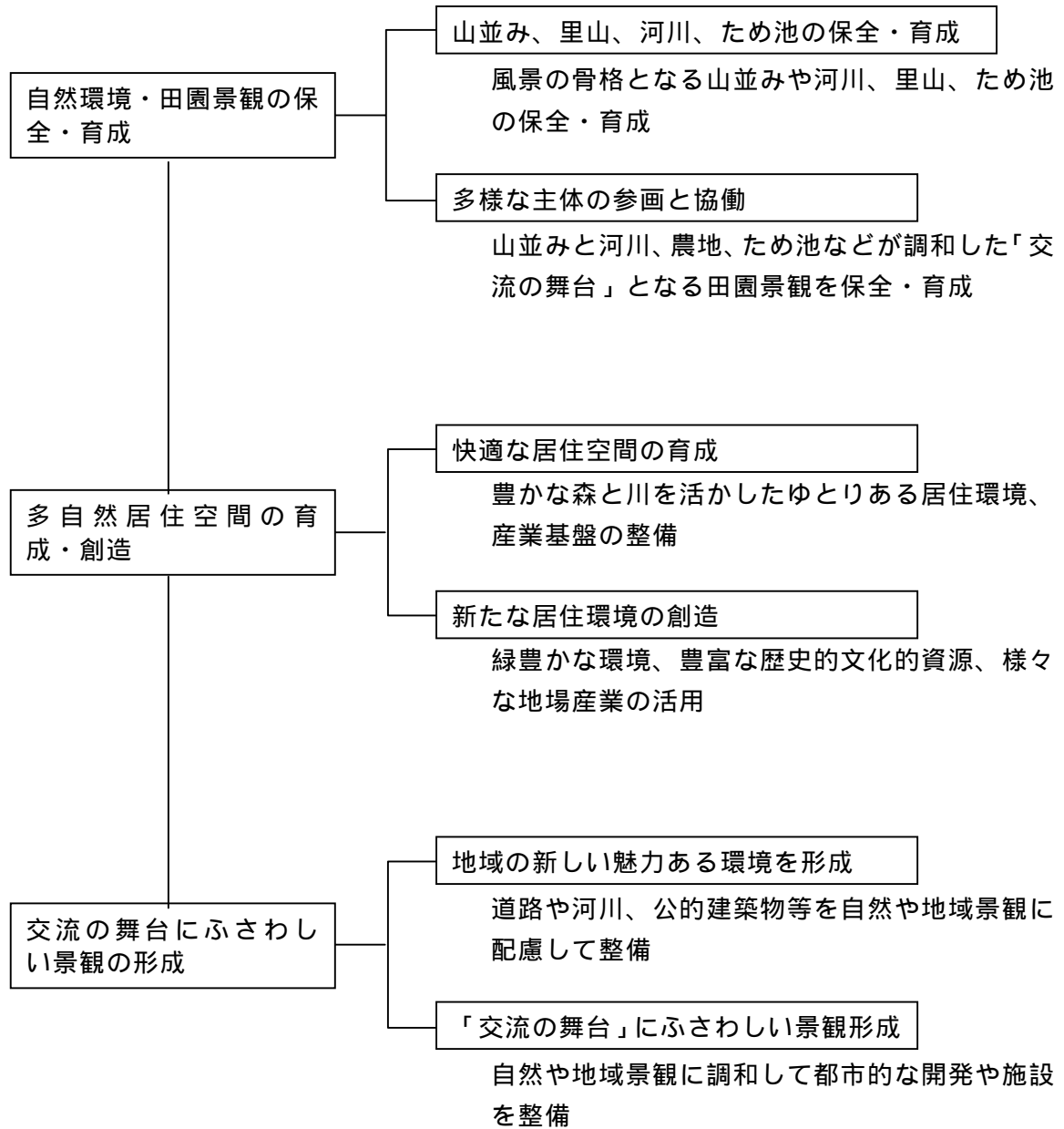
また、緑豊かな環境、豊富な歴史的文化的資源、様々な地場産業を活かした魅力ある新たな居住環境を創造する。

ウ 魅力と活力に満ちた交流の舞台にふさわしい景観形成を図る

道路や河川、公的建築物等を自然や地域景観に配慮して整備し、新しい魅力ある環境を形成する。

また、都市的な開発や施設整備は自然や地域景観に調和したものとし、地域の活力と新しい魅力ある環境を創造することによって「交流の舞台」にふさわしい景観形成を図る。

地域環境形成の基本方向



第2 適正な土地利用の推進を図るための地域の区分に関する基本的事項

1 区域の区分

地域環境形成の観点から土地利用を誘導し、地域づくりの基本方向及び地域環境形成の基本方向を実現していくために、地域全体を条例第9条に規定する環境形成区域の区分に対応して、次のとおり区分する。

(1) 第1項第1号の区域

(森林としての土地利用を通じて特に緑豊かな地域環境の保全を図るべき区域)

風景形成の観点から特に重要な土地の区域で、森林としての土地利用を通じて形成される環境の保全を図る区域(以下「森を守る区域」という。)

(2) 第1項第2号の区域

(森林と当該区域において整備される建築物等が調和した緑豊かな地域環境の形成を図るべき区域)

現況の森林を主体とする区域であり、今後とも森林としての土地利用を通じて、森林が持つ多面的な機能の発揮を図るとともに、多様な交流を生かして森林等と建築物等が調和した地域環境の形成を図る区域(以下「森を生かす区域」という。)

(3) 第1項第3号の区域

(農地と当該区域において整備される建築物等が調和した緑豊かな地域環境の形成を図るべき区域)

現況の農地を主体とする河川、集落等を含む区域であり、今後とも農業等の営みや農地を活用した多様な交流を通じて、農地が持つ多面的な機能の発揮を図るとともに、農地、河川、集落等が調和した田園としての地域環境の形成を図る区域(以下「田園の区域」という。)

(4) 第1項第4号の区域

(市街地又は相当規模の集落として緑豊かな地域環境の形成を図るべき区域)

地域の都市的な活動の中心地として、施設の集積を図り、都市的機能の向上と良好な市街地環境の形成を図る区域(以下「まちの区域」という。)

(5) 第2項の区域

(第1項各号とは別に定める区域)

自然資源や歴史・文化資源と河川、農地、棚田、集落等が調和した地域の風土を象徴する区域であり、地域活動、多様な交流等を通じ地域環境の維持・再生を積極的に図る区域(以下「風土を守る区域」という。)

2 各区域の設定の方針

(1) 森を守る区域

地域の風景形成や自然環境の保全の観点から特に重要な以下の森林等の区域に設定するものとする。

ア 地域の骨格となるスカイラインを形成する山の稜線を中心とする区域

ある程度の高さを有する山々が連続して連なり、地域の骨格といえる相当規模の帯状のまとまりのある森林の区域や市街地や主要道路から特徴的な山としてとらえられる独立峰など、ランドマークとして人々に親しまれている山の区域

イ 大規模な山体を有する山のまとまりのある区域

スカイラインは形成していないが、森林以外の土地の利用が介在しない大規模なまとまりを有する森林の区域

ウ 地域のランドマークとなり人々に親しまれている山

市街地や主要道路から特徴的な山としてとらえられる独立峰、前山的に突出した山などのうち、ランドマークとして人々に親しまれている山の区域

(2) 森を生かす区域

まとまりのある現況森林の区域に設定する。区域のまとまりを考慮して、森林を活用した交流施設、林業用施設、河川・ため池等の水面、小規模な農地等を含めて定める。

(3) 田園の区域

農地を主体とし、その中に存する集落を含む区域に設定するものとする。区域のまとまりを考慮して、農地を活用した交流施設、農業用施設、河川・ため池等の水面、社寺林や河畔林などの樹林地等を含めて定める。

(4) まちの区域

既成の市街地、住宅団地、工業団地、今後計画的に市街地の形成を図る区域等に設定するものとする。

ただし、道路沿道等で線的に建築物が連たんしている場合は、既成の市街地の一部とみなせる場合を除き、原則として当該区域としては設定しない。

また、農業振興地域整備計画の農用地区域の指定のある区域は、原則として含まないものとする。

(5) 風土を守る区域

河川、ため池、社寺林、農地、棚田、集落などが調和した地域の風土を象徴する区域に設定するものとする。特に、地域活動や多様な交流により地域環境の保全に対する積極的な取り組みが行われている区域に設定するものとする。

第3 森林及び緑地の保全、緑化の推進並びに優れた景観の形成に関する基本的事項

1 北播磨北部地域の土地利用及び環境形成の方向

各区域における望ましい土地利用及び環境形成の方向を次に示す。

(1) 森を守る区域

森林としての土地利用が継続して適切に保全されることが特に重要であり、関連施策との連携をとりながら、森林が持つ多面的な機能の発揮に資する保全、整備及び再生を行うことが必要である。

自然公園法に基づく施設整備や自然利用のための小規模な施設整備以外の都市的な開発は抑制し、開発による森林の汚損・滅失を防止し、森林としての環境を将来にわたって保全する。

やむを得ず開発を行う場合は、地形の改変や樹木の伐採を抑え、主要な道路や市街地等から開発による造成面や施設等が目につかないよう配慮する。

(2) 森を生かす区域

森林が持つ多面的な機能を発揮させるため、都市住民など多様な主体の参画と協働も得ながら、森林の適切な保全、整備及び再生を図る。

自然体験、自然探勝等の場としての利用に適した場所においては、森林等としての土地利用を継続して適切に行いながら、施設等の整備を進め、森林を生かした新たな魅力ある環境を形成する。

開発を行う場合は、地形の改変や樹木の伐採を抑えるなど森林が持つ多面的な機能が損なわれないよう、また、主要な道路や市街地等から開発による造成面や施設等ができる限り目につかないよう配慮する。

(3) 田園の区域

農地が持つ多面的な機能を発揮させるために、その保全・整備を図る。

田園としての土地利用を継続して適切に行いながら、田園を生かした交流の場としての利用に適した場所においては、滞在型市民農園、農園付き住宅などの整備を進め、田園環境を生かした魅力ある環境を形成する。

集落地及びその周辺においては、生活道路、生活施設などの整備を計画的に進めるとともに、快適な生活の場としての環境を形成する。

田園環境を特徴づけている平地林、河畔林、社寺林等の樹林地や集落と調和した樹木の保全を図る。また、河川に隣近接した箇所にあつては、良好な河川景観を維持していくため、橋梁、河川沿いの道路等からの眺望や河川景観との調和が保たれるよう配慮が必要である。

開発を行う場合は、田園景観や水辺環境に配慮した緑化修景を行うなど、田園、河川・

ため池、集落、建築物等が調和した美しい田園景観を形成する。

(4) まちの区域

公共公益施設を充実させるとともに、商業施設等のサービス施設の整備を進め、あわせて、良好な住宅及び住宅地の整備を進める。

道路、河川、公園等の公共施設の整備を計画的に進めるとともに、建築景観の誘導により、良好な町並みを形成する。

新たな施設整備にあたっては、緑地・オープンスペースを確保するとともに、施設の形態、意匠、色彩等に配慮する。

また、既存の樹林、樹木等を保全してまちづくりに活用する。

(5) 風土を守る区域

地域活動や都市住民との交流を行いながら、自然資源や歴史・文化資源と河川、農地、棚田、集落等が調和した地域の風土を象徴する環境を将来にわたって保全する。

2 都市的な開発及び施設整備の方向

(1) 基本的な考え方

都市的な開発及び施設整備のあり方として、次の5つの基本方針を示す。

ア 自然地形を生かす。

自然地形になじんだ無理のない開発とする。

イ 森林等を守り育てる。

環境形成の最も基本的要素として開発地内の森林等を守り育てる。

ウ 緑を効果的に配置する。

緑により周辺の景観となじませるとともに、緑のある環境をつくる。

エ 建物を周辺の景観と調和させる。

建物は周辺の自然景観や町並みと調和させる。

オ 眺望を守る。

市街地や主要な眺望点からの眺望を阻害しない。

(2) 取組みの方向

ア 自然地形を活かす

・自然地形を活かし、大規模な土地の形質の変更を避ける。

(地形を考慮した開発地の選定、スカイライン、急傾斜地等の保全、最小限の盛土・切土、地形を生かした道路や施設等の整備)

イ 森林、緑地等を守り育てる

・相当量の現況森林等を保全する。

- （一定割合以上の現況森林等の保全、最小限の伐採等）
- ・ 自然環境や景観に配慮して森林等を配置する。
 - （山頂等の現況森林の保全、貴重な植生等の保全、周辺部の現況森林の保全等）
- ・ 地域の自然的条件に適応した植栽を行う。
 - （地域に自生する樹種の選定、表土の保全・利用等）
- ・ 開発は小規模なまとまりごとに森林の中に点在させる。
 - （一定規模以下の開発、一定規模以下の建築物等）
- ・ 高密度な都市的利用を抑制する。
 - （一定の建ぺい率・容積率、一定規模以上の区画面積等）
- ・ 森林以外の区画においても既存緑地を守り育てる。
 - （社寺林等既存樹林地の保全・整備、農業的土地利用への配慮等）

ウ 緑を効果的に配置する。

- ・ 適切に植栽を行い、緑地を設ける。
 - （森林以外の区域における一定割合以上の緑地の確保や周辺部への緑地の配置、建築物等と調和した植栽、オープンスペースの緑化、主要道路沿いや河川沿いへの植栽、住宅・工場等の敷地内の緑化、地域に自生する樹種等の活用等）
- ・ 擁壁、法面等の土木構造物の緑化・修景をする。
 - （擁壁等の緑化・修景、法面の緑化等）
- ・ 広い平面には効果的な植栽を行う。
 - （駐車場等の植栽等）
- ・ 低花木や草花で緑化、修景する。

エ 建物等を周辺の景観と調和させる。

- ・ 建築物の高さ等は、樹高を考慮する。
 - （周辺の森林・緑地から突出しない高さ等）
- ・ 建築物等の形態、色彩、材料等は周辺の景観と調和させる。
 - （周辺の自然景観、田園、河川、既存集落等の景観との調和）
- ・ 幹線道路沿道、河川沿いの良好な景観を形成する。

オ 眺望を守る。

- ・ 建築物の高さ、形態は、主要な眺望点からの眺望に配慮する。
 - （市街地、幹線道路等からの山の眺望を妨げない建築物、橋梁・河川沿い道路等からの眺望の確保等）

3 地域環境形成基準の設定

以上を踏まえ、条例第 15 条の規定による地域環境形成基準として各環境形成区域別に設定すべき項目について次に示す。

地域環境形成基準の項目

項 目		内 容	森を生かす区域	田園の区域	まちの区域	風土を守る区域
保全すべき森林又は緑地の面積	森林の保全	一定以上の森林率	○			○
	緑地の確保	一定以上の緑地率	○	○	○	○
優れた景観の構成要素の保全の方法	地形・植生の保全	山の稜線等での開発制限	○			○
	貴重な植生の保全	貴重な植生、樹木等の保全	○	○	○	○
	既存樹林地の保全	鎮守の森等既存の樹林地の保全等	○	○	○	○
	森林等の維持管理	森林、既存樹林地の適切な維持管理	○	○	○	○
森林又は緑地の配置の方法及び緑化の方法	森林と建築物	森林と調和した建築物の配置	○			○
	建築物と緑地	建築物と調和した緑地の配置、植栽	○	○	○	○
	道路沿いの植栽	区域内の主要道路沿いへの緑地の配置	○	○	○	○
	河川沿いの植栽	近隣接する河川沿いへの植栽	○	○	○	○
	緑地・植栽の質	自生種の植栽	○	○	○	○
	緑化の手法	地域固有の緑化手法の継承	○	○	○	○
自然的環境と調和する建築物等の整備の方法	土地の造成	自然地形、景観と調和した造成	○	○		○
	擁壁等の緑化修景	擁壁等の工作物の前面植栽等の修景	○	○	○	○
	法面の緑化	法面（造成斜面）への植栽	○	○	○	○
	街区の形成	街区パターンに即した施設配置			○	
	建築物の形態	周辺景観と調和する規模、高さ等	○	○	○	○
		眺望点からの眺望を妨げない高さ等	○	○	○	○
	建築物等の意匠等	周辺景観と調和した意匠、材料、色彩等	○	○	○	○

第4 その他緑豊かな地域環境の形成に関する基本的事項

1 計画整備地区の認定についての基本方針

条例第32条の規定による計画整備地区及び整備計画を認定する際の基本的事項を以下のとおり定める。

(1) 認定すべき地区の考え方

地域づくりの基本方向を踏まえ、以下のとおり、各町や住民が個性的なまちづくりを進める地区又は都市的な機能を新たに導入、整備する地区について、その整備計画を認定し、計画整備地区とする。

特に、各町や住民の個性的なまちづくりは、緑豊かな地域環境の形成の中心となるものであり、これを積極的に推進するものとする。

ア 各町や住民が個性的なまちづくりを進める地区

流域や集落などの一定の広がりのある地区において、各町や住民が主体となり、景観形成や緑化の推進、森林や農地を活かした交流など、個性的なまちづくりを進めるもの。

イ 都市的な機能を新たに導入・整備する地区

地域の活性化を目的として生活基盤、産業基盤を強化するために計画的な開発整備により都市的施設の集約立地を図るとともに、新しく良好な市街地環境の形成を図るためのもの。

(2) 認定すべき地区

次のような地区について認定することとする。

ア 各町や住民が個性的なまちづくりを進める地区

当該地区の特性や住民等の取組みを勘案し、次のような状況のものなどについて認定する。

(ア) 既成市街地や集落地において、良好な景観形成や緑化の推進、小規模な樹林等の保全、公共施設の整備などの課題に対応して、地域住民が主体的に取り組んでいる地区

(イ) 森林や農地、その他の地域資源を活かした交流のための環境整備を進めるための地区

(ウ) 個別の施設整備が集積する可能性がある地区など、特定の区域について、より詳細な土地利用及び環境形成の誘導を行うことが必要な地区

イ 都市的な機能を新たに導入・整備する地区

当該土地の特性からみた土地利用の適合性、市町のまちづくり方針との整合性、計画的開発整備の実現性を総合的に評価して、市街地等としての開発整備に適した地区を認定する。なお、土地の特性からみた土地利用の適合性については以下の点などに留意するもの

とする。

- (ア) 地域づくりの基本方向の観点から、森林や農地としての土地利用との調整が可能であること。
- (イ) 周辺の土地利用及び環境形成に大きな支障を及ぼす立地でないこと。
- (ウ) 周辺の公共公益施設等を有効に活用できる立地であること。

(3) 地域環境形成の方向

計画整備地区については、次のような地域環境形成の方向を目指すものとする。

ア 各町や住民が個性的なまちづくりを進める地区

地区の特性を勘案し、住民等の意向を十分に尊重した地域環境形成を図る。

イ 都市的な機能を新たに導入・整備する地区

地域の活性化を図るために、生活・産業基盤を強化する新たな都市的機能、都市型の交流機能、住宅地などを導入・整備する。

都市的な雰囲気が緑豊かな環境の中で形成されるよう、建築景観の誘導、魅力ある空間づくりを行う。緑地・オープンスペースを確保するとともに、周辺の環境との調和が保たれ、かつ、良好な市街地環境が形成されるよう開発整備を計画的に行う。

(4) 整備計画に定めるべき項目

条例第 32 条の規定により整備計画を認定するにあたっては、地域環境形成の基本方向を踏まえ、地区の地形などの状況や整備の目的等に即して、当該計画の実現により、総合的に緑豊かな地域環境の形成をもたらすよう、以下の事項等のなかで、必要に応じて適切に定められるべきものについて、その内容を検討し、確認するとともに、協議、指導を行うものとする。

- ・ 地域環境形成上重要な事物の保全に関する事項
- ・ 森林・緑地の維持管理に関する事項
- ・ 森林、緑地、緑化に関する事項（森林・緑地の規模、配置、形態、緑化の方針等）
- ・ 道路、公園等公共施設に関する事項（規模、配置、形態、意匠、構造等）
- ・ 建築物、構造物等に関する事項（規模、配置、形態、意匠、構造等）
- ・ その他豊かな地域環境の形成に関する事項

2 森林及び農地の保全の方向

(1) 基本的な考え方

森林及び農地の保全のあり方として、次の3つの基本方針を示す。

ア 森林及び農地の保全

森林及び農地を適正に保全する。この際の保全とは、森林及び農地における開発を規制することだけでなく、継続的な森林の維持管理も含むことに特に留意する。

イ 多面的な機能の発揮

生産的な側面だけでなく、景観形成、水源涵養、災害防止、レクリエーションなど、森林及び農地がもつ多面的な機能が発揮できるよう、適正に維持管理を進める。

ウ 森林及び農地に配慮した都市的な開発及び施設整備

都市的な開発及び施設整備は森林及び農地環境に配慮し、それらと調和したものとす
る。

(2) 取組みの方向

ア 総合的、一体的、継続的な取組み

森林及び農地の維持管理を個別に進めるのではなく、流域、周辺集落等との関係を踏まえながら総合的、一体的、継続的に進める。

イ 多様な主体の参画と協働

生業としての農林業だけでなく、都市との交流など多様な主体の参画と協働により森林及び農地の維持管理を進める。あわせて、農林業を支える人材の育成を進める。

ウ 持続可能な資源循環

農業、林業、水産業、食品生産業、交流産業等を含めた持続可能な資源循環を図り、資源の有効活用を図る。

3 その他緑豊かな地域環境の形成に関する基本的事項

(1) 多様な主体の参画と協働

北播磨北部地域における地域環境の形成にあたっては、地域住民、都市住民、NPO法人、住民組織、ボランティア、企業など多様な主体の参画と協働を得ながら、地域資源の新たな価値の発見、森林、農地や河川の維持管理、建築物等の緑化修景など、緑豊かな地域環境の形成に関する活動を積極的に展開するものとする。

(2) 関連施策との連携

地域の特性に応じた緑豊かな地域環境の形成にむけた総合的な仕組みづくりを進め、市町との連携のもと、関連施策との連携をとりながら、総合的、横断的な施策の実施を図るものとする。

(3) 支援方策

緑豊かな地域環境の形成に関する活動に対する人的・技術的な支援、ガイドライン・マニュアルの作成、人材育成等を行うなど、各市町や住民の個性的なまちづくり、地域づくりを支援するものとする。

(4) 方針等の見直し

一定の期間ごとに条例の運用の効果の検証を実施し、また、社会・経済情勢の変化や価値観の転換等に対応して、環境形成区域、地域環境形成基準等の適宜適切な見直しを行うものとする。